

生活排水対策重点地域（境川流域地域）に係る

生 活 排 水 対 策 推 進 計 画 (案)

平成 31 年 月

豊 明 市

生活排水対策推進計画 目次

第1章 計画改訂の基本的な考え方.....	1
1－1．計画の位置づけ及び目的.....	1
1－2．生活排水を取り巻く環境の変化.....	2
1－3．計画改訂の基本項目.....	3
第2章 地域の概況	4
2－1．地形・自然的特性.....	4
2－2．人口	6
2－3．産業	7
2－5．生活排水に関する処理状況.....	9
2－6．関連計画等	10
第3章 水質の現状及び動向.....	13
3－1．環境基準に関して.....	13
3－2．河川・ため池等の分布状況.....	15
3－3．境川の水質の環境基準の達成状況.....	16
3－4．境川における流域全体の水質状況.....	17
3－5．本市の河川等水質の経年変化.....	18
3－6．現況等からみた現状と課題.....	24
第4章 生活排水対策推進計画.....	30
4－1．計画の基本理念等.....	30
4－2．基本方針	31

4－3．生活排水処理施設等の整備推進.....	35
4－4．生活排水対策に係る意識啓発等の充実.....	38
4－5．流域全体の生活排水対策の連携強化.....	40
4－6．計画のフォローアップ.....	40

第1章 計画改訂の基本的な考え方

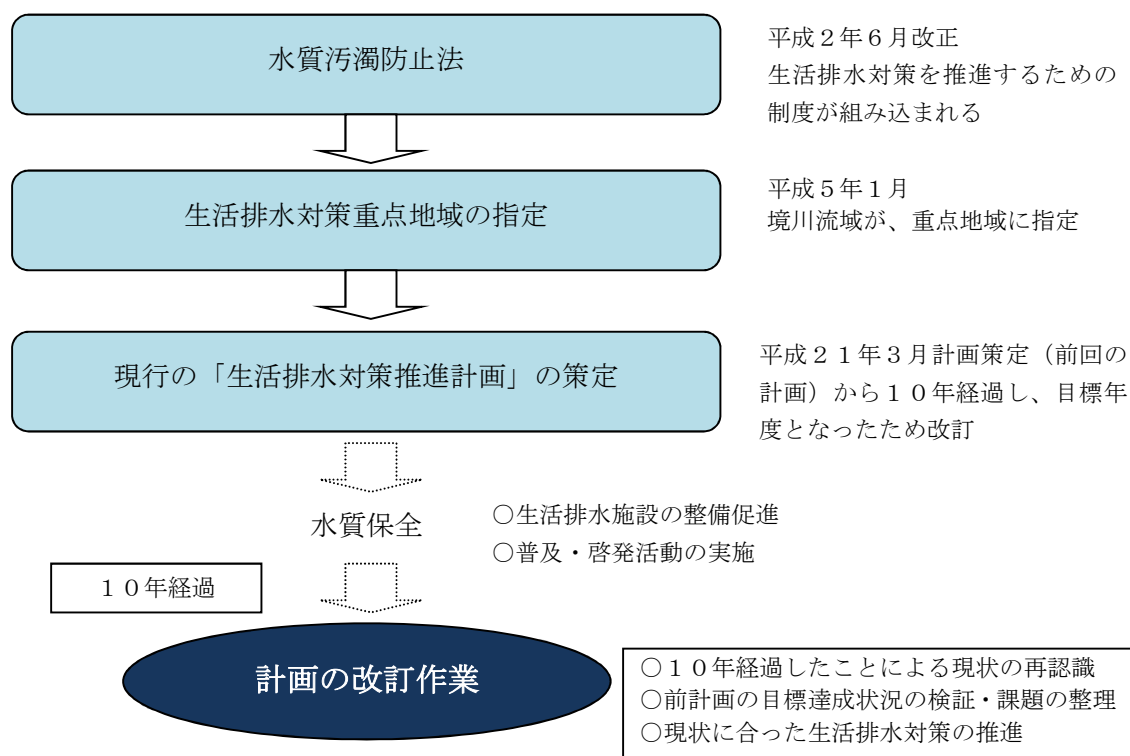
1-1. 計画の位置づけ及び目的

河川の水質汚濁は、水質汚濁防止法や愛知県公害防止条例などにより工場・事業場の排水規制が実施されてきた今日では、私たちの日常生活によって生じる生活排水が主な原因になっています。

そこで、平成2年6月に水質汚濁防止法の改正が行われ、生活排水対策を推進するための制度が組み込まれ、「生活排水対策として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設の整備をはじめ、生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。」とされました。

さらに、平成5年1月には、愛知県知事により、境川流域に位置する豊明市及び周辺市町は、生活排水対策の重点地域に指定されました。平成5年度に豊明市では「生活排水対策推進計画」を策定し、境川的生活排水対策に取り組むとともに、近隣市町と連携し、境川流域の水質改善を図り、平成5年度以降、水質改善に努めてきました。豊明市生活排水対策推進計画は、平成20年度に策定された前計画が平成30年度に目標年度となります。

そこで、平成5年から25年過ぎ、市民生活の変貌とともに下水道整備も進む中、計画改訂を行い、生活排水対策関連事業とともに、市民協力のもと境川をはじめ市内各河川やため池などにおいて幅広い生活排水対策を積極的に推進していくものです。



1-2. 生活排水を取り巻く環境の変化

■生活排水に関する法関連・事業

年度	生活排水に関する法関連・事業
昭和 33 年	・公共用水域の水質の保全についての法律、工場排水等の規制についての法律制定
42 年	・公害対策基本法施行
45 年	・水質汚濁防止法制定
62 年	・建設省(旧) 合併処理浄化槽に対する国庫補助制度の設立
平成元年	・境川浄化センター運転開始 ・国・県の補助金を受け合併処理浄化槽設置整備事業を開始
2 年	・水質汚濁防止法改正
5 年	・水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」指定(境川流域の 2 市 2 町) ・全県域下水道化構想の策定
6 年	・生活排水対策推進計画策定 ・水源保全法の制定 ・建設省(旧) 特定地域生活排水処理事業の創設
7 年	・愛知県「環境基本条例」の制定 ・厚生省(旧)「単独処理浄化槽に関する検討会」による、「単独処理浄化槽の廃止に向けて」の提言
8 年	・愛知県 全県域污水適正処理構想の策定
9 年	・東部知多浄化センター完成運転開始 ・「単独浄化槽の廃止対策の推進」通達
11 年	・浄化槽工業会及びその会員企業の完全単独処理浄化槽の製造廃止
12 年	・浄化槽法の改正
13 年	・単独処理浄化槽の原則新設廃止
15 年	・県民の生活環境の保全等に関する条例を平成15年10月1日から施行 ・県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく「生活排水対策に関する基本方針」の策定
17 年	・下水道法の改正
18 年	・下水道法事業認可事業期間の延長 H18. 3. 31→H21.3.31
20 年	・豊明市生活排水対策推進計画策定
25 年	・下水道事業計画の変更 榎山、花き市場分追加し、707ha
28 年	・全県域污水適正処理構想の見直し 平成8年度策定された、污水处理構想について、社会状況及び地域状況等の変化を踏まえ、平成15年度、平成23年度に見直しを行い、新たに平成28年度に見直しが行われた。
29 年	・下水道事業計画の変更 予定処理区域 707ha ⇒ 841ha
30 年	・平成30年度生活排水県民運動実施計画策定

これらの上位関連法、関連計画等は、市民生活の変化に伴う市民の環境意識の高まりと行政の環境保全へ向けた取り組みへの期待が背景にあり、社会生活の変化に対応した新たな視点で生活排水対策に取り組む必要が生じています。

1－3．計画改訂の基本項目

1．計画の範囲

この生活排水対策計画の計画範囲は、豊明市全域とします。

2．計画の目標年度

境川流域の水質汚濁は、前回の計画策定期間に比較して、水質の改善は進んでいるものの、現時点では環境基準値を維持できていないのが実情です。この生活排水対策計画としては、環境基準値を達成し、水質の健全な維持が行われることが重要となっています。

流域全体の下水道整備事業には、今後も長い期間を要することを鑑み、ここでは、目標年度を12年後の平成42年度（2030年度）として計画を進めます。また、社会情勢の変化等により中間目標年度で見直す必要が生じた時には、計画の見直しを行います。

3．計画構成及び手順

1）現状把握

地理的・地形的特性、気候・気象等の状況、人口、産業、土地利用等について、調査します。また、水質の現状及び動向についても調査します。

2）課題の抽出

現状把握をふまえ、基本理念、基本方針について検討し、生活排水処理施設等の整備計画についても整理します。生活排水処理施設等の整備計画及び生活排水対策に係る広報啓発等とともに総合的な視野で計画を検討していきます。これらの検討に対して、環境審議会の意見、市民・事業者の意見、関係機関の意見を交えて、基本目標・基本方針を決め、生活排水対策推進計画の改訂を行います。

第2章 地域の概況

2-1. 地形・自然的特性

1) 位置及び地勢

本市は、愛知県の中央部よりやや西部に位置し、東は境川を隔てて刈谷市、西は名古屋市、南は犬伏市、北は東郷町に接しています。市の南側を名古屋鉄道、国道 1 号、2 3 号が横断しており、さらに伊勢湾岸自動車道路も整備され、交通の要所となっています。

また、本市は、名古屋市に隣接するベッドタウンとして発達した都市でもあり、織田信長が今川義元の大军を破り天下統一への糸口をつくった戦いの場とされる国指定史跡・桶狭間古戦場伝説地を有する歴史的な都市でもあります。

産業面では、名古屋市と豊田市や刈谷市の間に位置し、輸送等関連企業の進出もみられます。



2) 気候

本市の気候は太平洋岸式気候区に属し、梅雨や秋雨、台風の影響により夏から秋にかけて雨が多く、冬から春にかけては雨が少ないのが特徴です。

平成25～29年の年間降雨量は平均で1,631.9mmとなっています。また5年間の月別降雨量平均値をみると、8月、9月、10月の降雨量が多くなっています。

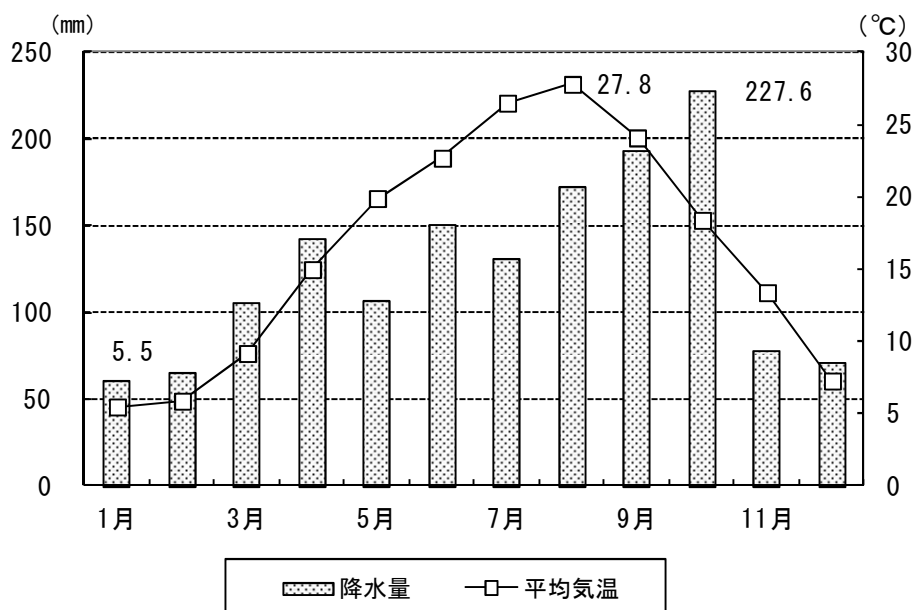
気温については、年間平均値が16.4℃に対して、月別平均気温の最高は8月の27.8℃、最低は1月の5.5℃であり、比較的温暖で過ごしやすい気候といえます。

■気象の概要

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平均
平均気温(℃)	16.4	16.1	16.6	17.0	15.9	16.4
総降雨量(mm)	1,463.5	1,505.5	1,803.0	1,686.0	1,701.5	1,631.9

資料：気象庁 HP

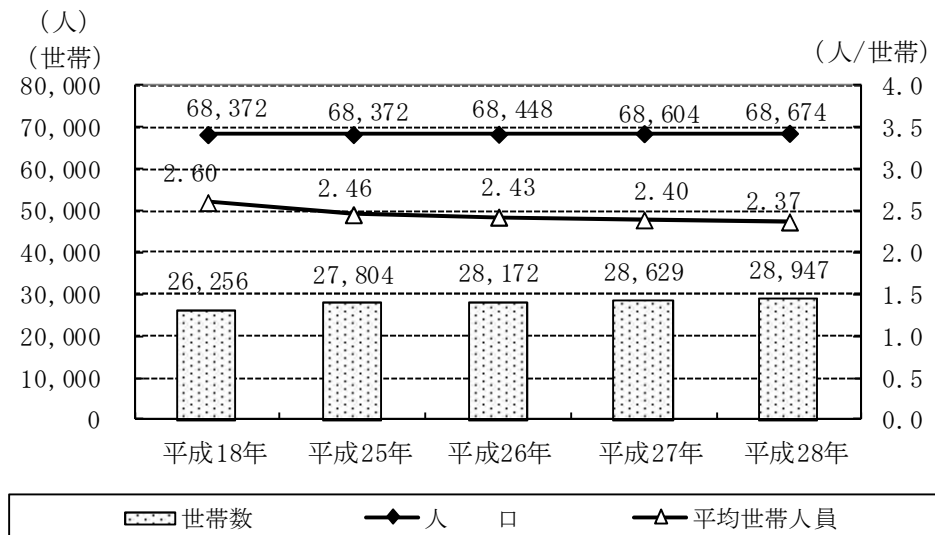
■月別降雨量と平均気温（平成25年～29年平均値）



資料：気象庁 HP

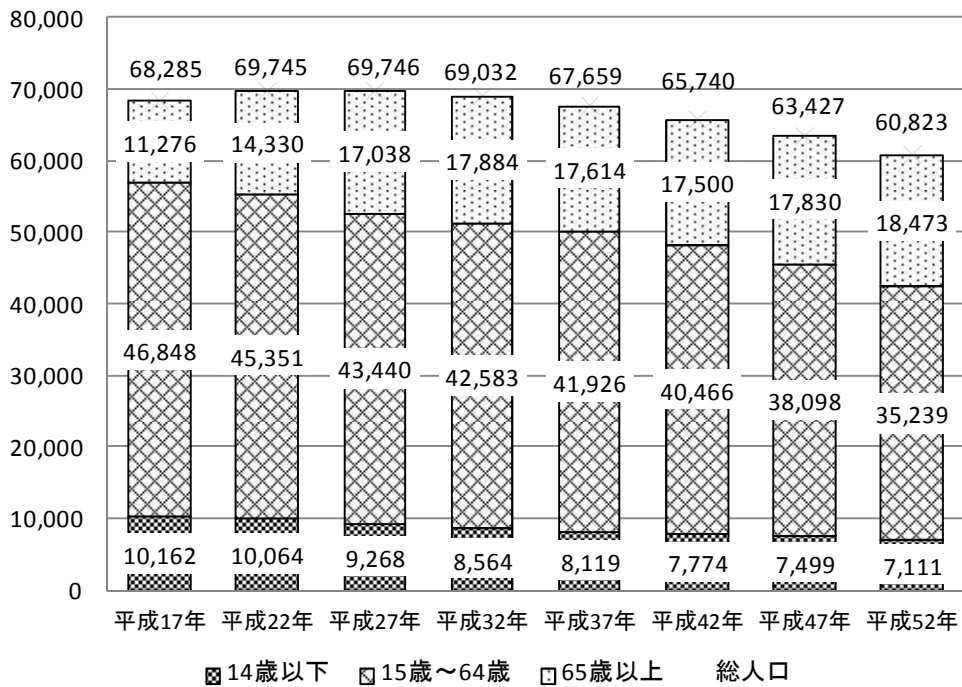
2-2. 人口

本市の平成28年3月31日の人口は68,674人で、近年3カ年は、0.1～0.2%の増加傾向にあります。世帯数も年々増加していますが、平均世帯人員はやや減少傾向にあり、核家族化が進んでいます。



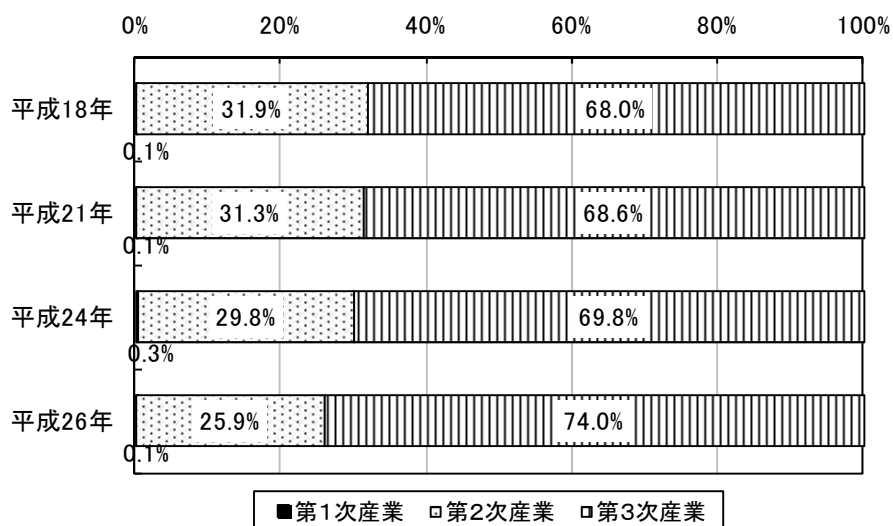
人口及び世帯数の推移（各年3月31日現在） 資料：とよあけの統計

将来人口の推移（資料：第5次豊明市総合計画）

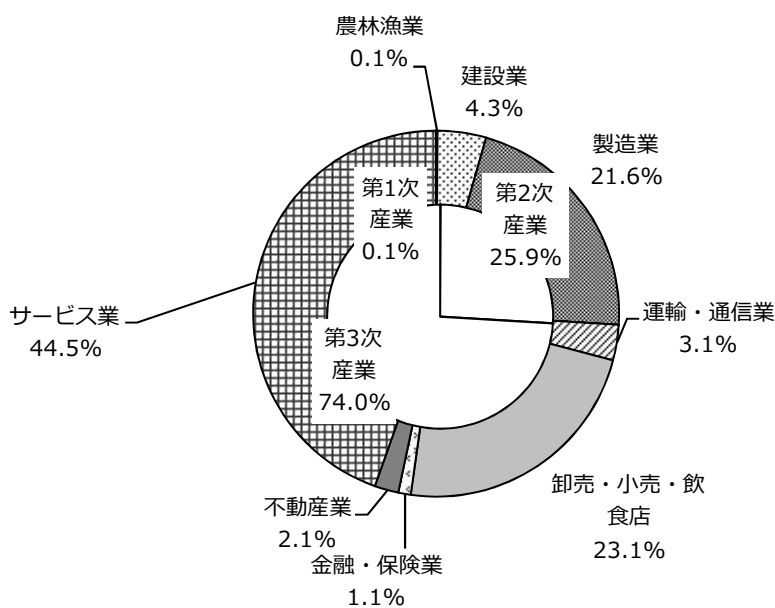


2-3. 産業

産業分類別就業者の推移をみると、平成26年では第1次産業0.1%、第2次産業25.9%、第3次産業が74.0%となっています。これらの平成18年からの推移をみると、第1次産業は横ばい傾向にあるのに対して、第3次産業は過半数を占め、増加傾向となっています。



資料：事業所・企業統計調査、経済センサス



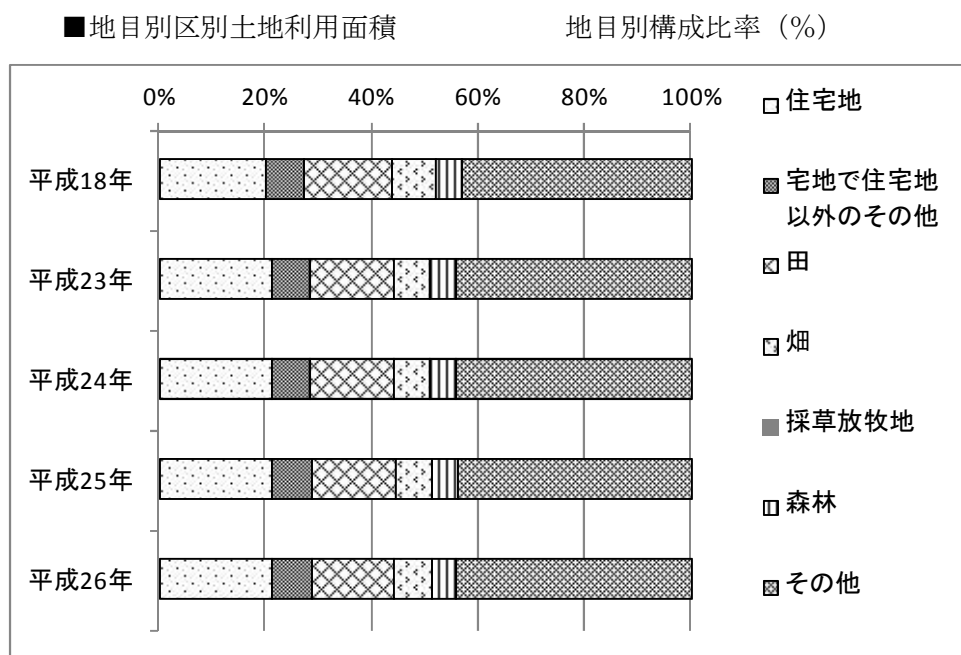
豊明市における産業別従業員数（平成26年）

2-4. 土地利用

本市における総面積は2,322haであり、土地利用についてみると、平成26年では、宅地の占める割合が、総面積の3割で、その内で住宅地は総面積の2割となっています。

平成23～26年の地目別土地利用面積の構成グラフを示します。

あまり大きな変化が見られませんが近年、宅地面積がわずかに増加傾向を示し、農用地及び森林等がわずかに減少しています。



土地利用形態別構成の変化 (資料：とよあけの統計)

2-5. 生活排水に関する処理状況

1) 下水道等の整備状況

下水道の整備状況は、下表に示すように、前計画時(平成18年度末で73.3%)に比較して、普及率は、徐々に増加しており、整備が進んでいる状況です。

●下水道の普及率

(各年の3月31日の実績)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
行政区域内人口	68,448	68,604	68,674	68,802	68,728
処理区域内人口	50,583	50,602	50,827	51,026	51,016
普及率(%)	73.9%	73.8%	74.0%	74.2%	74.2%

なお、処理面積等の状況は、次のようになっています。

	行政区域面積	処理区域面積	整備率
平成29年度	2,322ha	707.1ha	30.5%

2) 水洗化率の経年変化

水洗化率に関しては、下水道整備とともに、農村集落家庭排水の整備も合わせて、整理したものを下表に示します。

●下水道区域における水洗化率

(各年の3月31日の実績)

下水道区域	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
処理区域内人口	50,583	50,602	50,827	51,026	51,016
水洗化人口	49,165	49,228	49,485	49,750	49,749
水洗化率(%)	97.2%	97.3%	97.4%	97.5%	97.5%

●農村集落家庭排水区域における水洗化率

(各年の3月31日の実績)

農集排区域	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
処理区域内人口	4,594	4,524	4,463	4,440	4,398
水洗化人口	4,486	4,403	4,350	4,333	4,290
水洗化率(%)	97.6%	97.3%	97.5%	97.6%	97.5%

下水道区域及び農村集落家庭排水区域とも、平成29年度 97.5%の水洗化率となっています。

2-6. 関連計画等

1) 第5次豊明市総合計画

平成28年度にスタートしている総合計画では、まちの未来像として「みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ」が掲げられています。

これは、女性も男性も、障がいのある方も、外国人も、子どもからお年寄りまで、誰もが輝き、まちづくりの主体者として活躍できるまちをめざします。「今」を創ること、それは「未来」へとつながっていきます。今を生きる私たちが、支え合い、手を取り合って「しあわせのまち」をつくり、未来の子どもたちへとつないでいきます。誰もがそれぞれの「しあわせ」を実感でき、しあわせ溢れるまちをめざします。

<まちづくりの理念>

安心：心配や不安がなく、明るく暮らせるまち

快適：きれいで、心地よく、誰もが住みやすいまち

健やか：子どもからお年寄りまで、のびのびと心身ともに健康に暮らせるまち

つながり：地域の中でお互いが支え合い、助け合えるまち

誠実：健全で透明性が高い行政運営で、市民に開かれたまち

元気：誰もがいきいきと明るく、活気にあふれているまち

挑戦：誰もが生きがいを持ち、夢や目標に向かって踏み出せるまち

こうした7つの理念に基づいて、まちづくりを展開されていくことが設定されています。

2) 全県域污水適正処理構想（愛知県 平成28年7月）

「全県域污水適正処理構想」は、県内市町村の構想を踏まえ、愛知県が取りまとめた污水处理施設の整備に関する総合的な構想です。污水处理施設の特性、経済性等を勘案した上で、今後10年程度での污水处理施設の概成、効率的な改築更新及び運営管理に重点を置き、平成28年7月に全県で見直しが行われています。

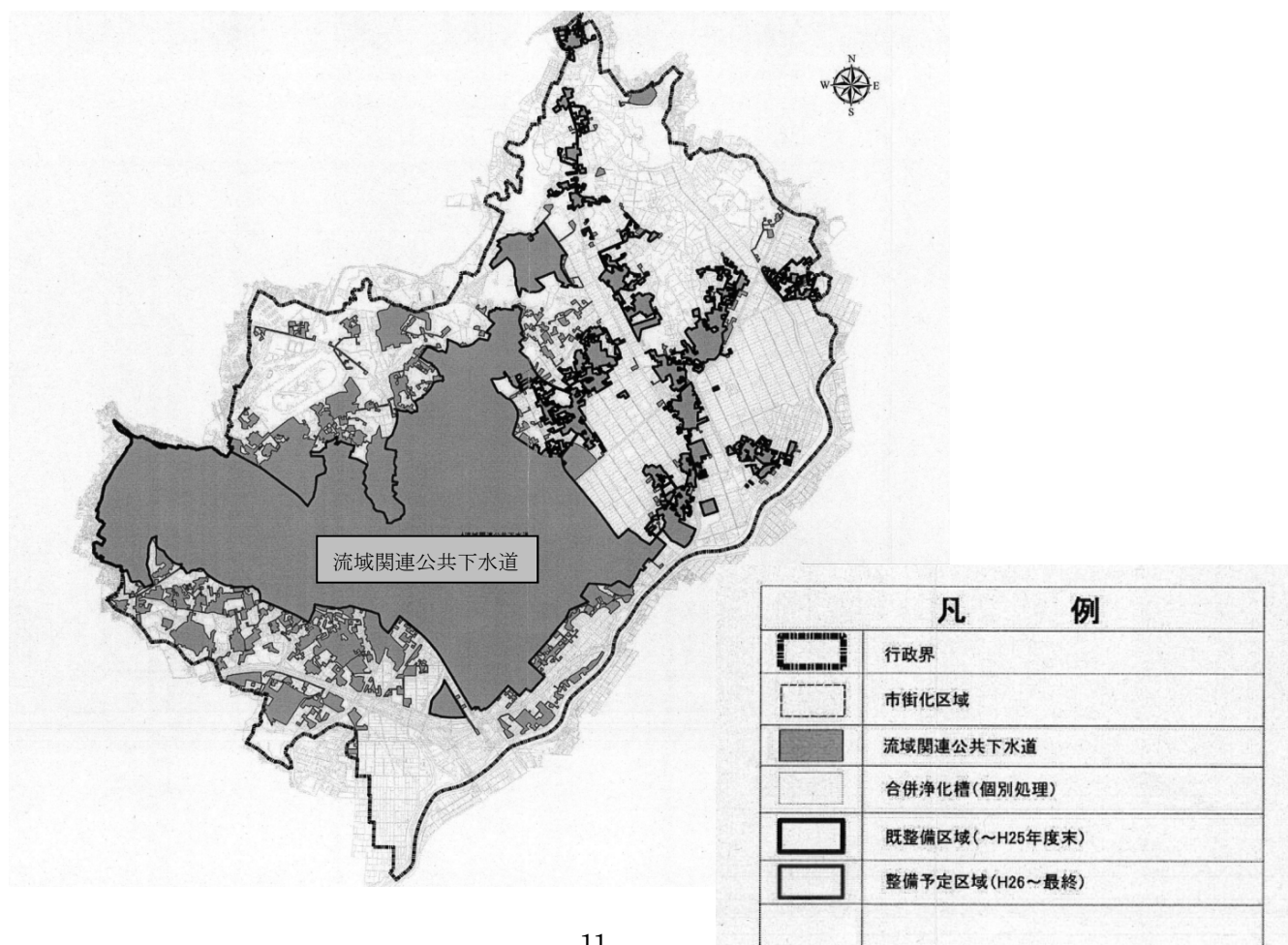
污水处理施設は、集合処理施設と個別処理施設に大別され、公共下水道、農業集落排水、コミュニティープラント、合併処理浄化槽等があります。污水处理施設の整備手法・整備区域は、経済性での選定を基本としつつ、整備時期、地域特性、住民の意向等を総合的に考慮し、設定しています。都市部など人口密度が大きい地域では集合処理が経済的となり、山村など人口密度が小さい地域では個別処理が経済的となります。平成26年度末、平成37年度（2025年度）末、最終像における污水处理人口普及率及び污水处理人口は、次ページの表のとおりです。

		平成26年度末		平成37年度末		最終像	
		人口 (人)	普及率 (割合) (%)	人口 (人)	普及率 (割合) (%)	人口 (人)	普及率 (割合) (%)
汚水処理 人口	下水道	5,656,060	75.6	6,270,141	84.6	6,814,440	92.6
	農業・漁業 集落排水	166,790	2.2	148,197	2.0	148,479	2.0
	コミュニティ・ プラント	11,109	0.1	8,431	0.1	7,874	0.1
	合併処理 浄化槽等	784,331	10.5	608,058	8.2	384,748	5.2
	合計	6,618,290	88.4	7,034,827	95.0	7,355,541	100.0
汚水未処理人口		865,488	11.6	374,093	5.0	0	0.0
行政人口		7,483,778	100.0	7,408,920	100.0	7,355,541	100.0

資料：全県域汚水適正処理構想（愛知県 平成28年7月）見直し計画から引用

3) 豊明市における汚水適正処理構想の見直し

豊明市では、前項の愛知県全県域汚水適正処理構想の見直しに伴い、市内においてどの汚水処理方式が最適であるかを構想図（案）としてとりまとめました。

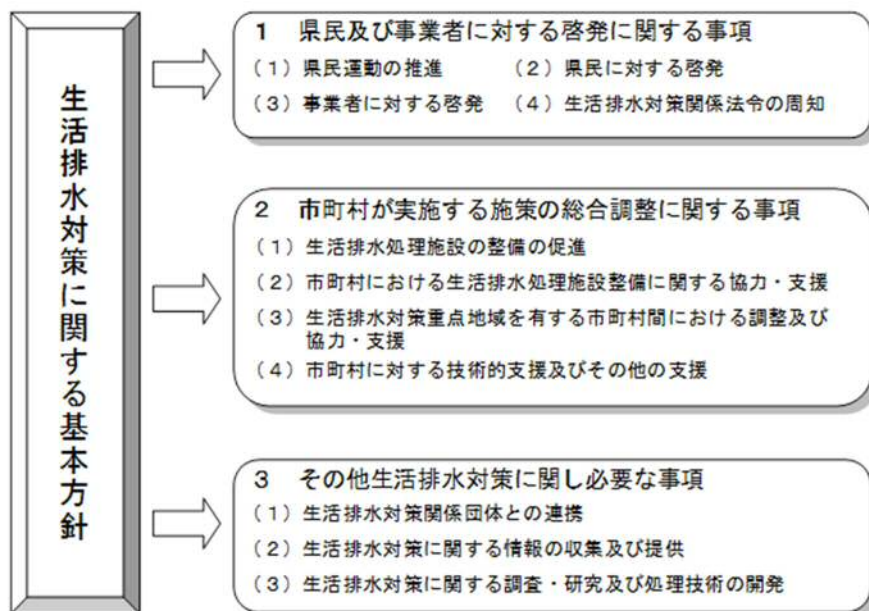


主な見直しは、農業集落排水と集中浄化槽（勅使台団地）の区域は、今回の見直しにより公共下水道区域となりました。これは今後農業集落排水施設の老朽化に伴い施設等の改築等を行うことよりも公共下水道に接続した方が経済的であることと集中浄化槽（勅使台団地）の区域は既に管きょが敷設されており、整備効率が低い地域であるためです。

4) 県民の生活環境保全等に関する条例（愛知県）

愛知県環境基本条例（平成7年愛知県条例第1号）第2条に定める基本理念のとり、公害の防止、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減その他生活環境の保全に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、公害を防止するために必要な規制をし、並びに事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関する事項を定めること等により、県民の健康を保護し、県民の生活環境を保全することを目的としています。

県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」が平成15年10月に施行され、同条例第83条第2項の規定に基づき、「生活排水対策に関する基本方針」を策定しています。



< 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく生活排水対策に関する基本方針の概要 >

第3章 水質の現状及び動向

3-1. 環境基準に関して

水質汚濁に係る環境基準は、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）と、人の健康の保護に関する項目（健康項目）について設定されています。このうち生活環境項目については、河川の利用目的により各水域毎にA AからEまでの6段階の類型に区分されており、p H・D O・B O D・S Sなどの項目について、それぞれ各類型毎に基準値が定められています。

主な環境基準項目について、表にまとめたものを示します。

項目	説明	環境影響
pH (水素イオン濃度指数)	水素イオン濃度指数のことで、主として、水の成分の指標として用いられており、水に何らかの化学物質がイオン状態で溶けこんでいる状態では、酸性あるいは、アルカリ性を示す。酸性はpH7未満、中性はpH7、アルカリ性はpH7を超えた値である。	水質が酸性、あるいはアルカリ性になると、水利用の支障があるほか、水中に生息する生物に影響を及ぼす。
DO (溶存酸素量)	水中に溶けている酸素量のことで、主として、有機物による水質汚濁の指標として用いられており、水中に溶ける酸素量は、水温に比例し、水温15度の時に約9mg/ℓで飽和状態となる。最もきれいな水ではほぼ飽和状態である。やや汚染された水では5mg/ℓ以上で、非常に汚染された水ではゼロないし、微量になるとされている。	常に酸欠状態が続くと、好気性微生物にかわって嫌気性微生物(空気を嫌う微生物)が増殖するようになり、有機物の腐敗(還元)が起こり、メタンやアンモニア、硫化水素が発生し、悪臭の原因になる。また、生物相は非常に貧弱になり、魚類は生息できなくなる。
BOD (生物化学的酸素要求量)	Biochemical Oxygen Demand の略称で、主として、有機物による水質汚濁の指標として用いられており、河川の水域で、環境基準が適用される。環境基準類型AAでは1mg/ℓ以下。やや汚染された水では5mg/ℓ以下。かなり汚染された水では10mg/ℓ以下。非常に汚染された水では常に高濃度になるとされている。	BODが高い状態が続くと、水生生物相が貧弱になり、魚類などが生息できなくなる。
COD (化学的酸素要求量)	Chemical Oxygen Demand の略称で、湖沼及び海域の、主として、有機性物質による水質汚濁の指標として用いられている。	CODが高い状態が続くと、水生生物相が貧弱になり、魚類などが生息できなくなる。

項目	説明	環境影響
SS (浮遊物質量)	Suspended Solid(浮遊物質量)の略称で、主として、水の濁りの原因となる、水に溶解しない固体成分(浮遊物)による汚染の指標として用いられ、河川及び湖沼でのみ環境基準が適用される。	水の濁りの原因となる浮遊物は、低濃度では影響が少ないが、高濃度では、魚の呼吸障害、水中植物の光合成妨害等の影響がある。また、沈殿物として、底質への影響がある。
全窒素 全磷	全窒素・全磷は、湖沼や内湾などの閉鎖性水域の、富栄養化の指標として用いられている。水中では、窒素(リン)は、窒素イオン(リンイオン)、窒素化合物(リン化合物)として存在しているが、全窒素(全磷)は、試料水中に含まれる窒素(リン)の総量を測定するものである。	窒素や磷は、植物の生育に不可欠なものであるが、大量な窒素や磷が内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられている。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっている。

豊明市内の河川・ため池のうち、境川のみ環境基準値が設定されており、新境橋より上流がB類型、下流はC類型とされています。

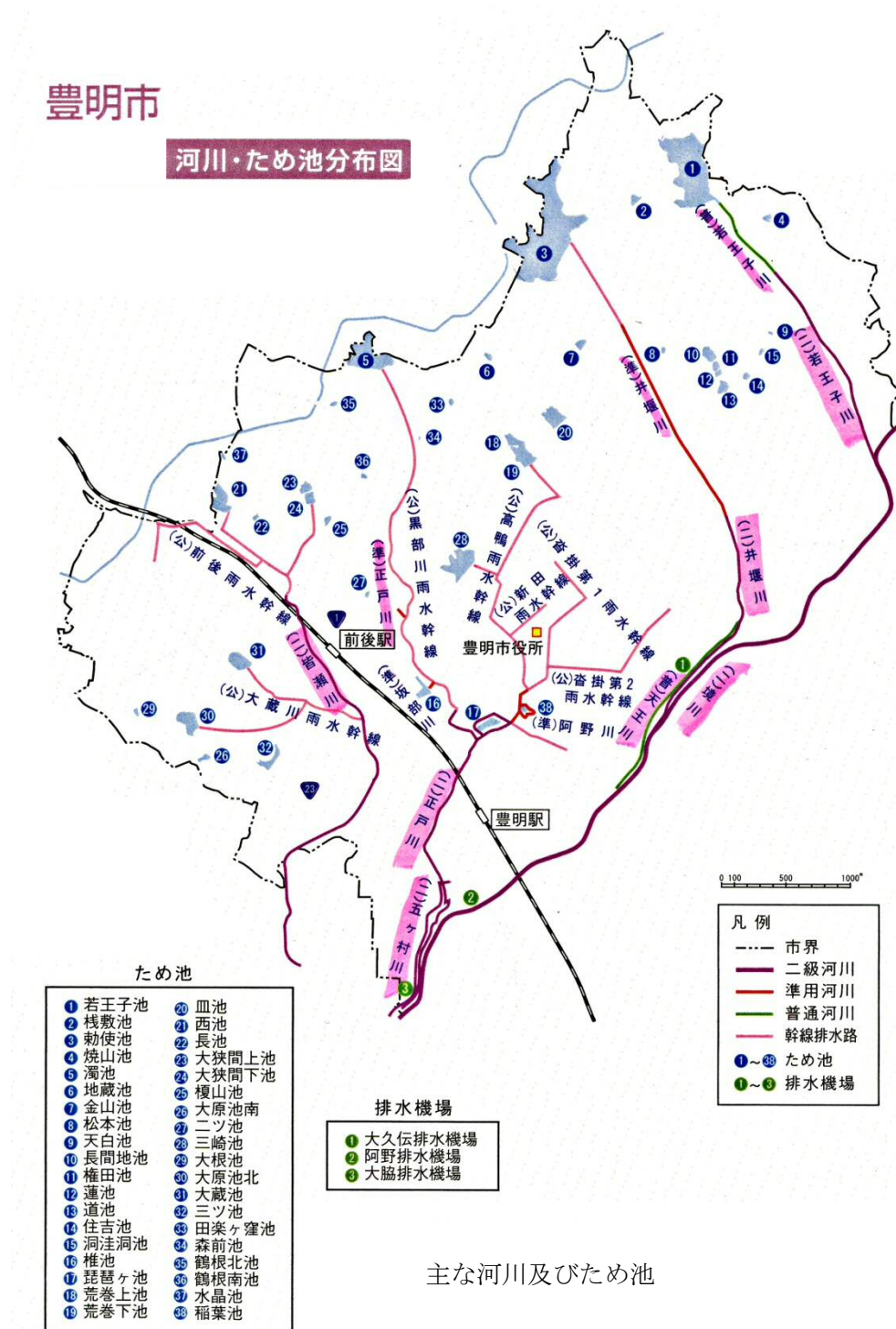
生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目／類型	B類型	C類型
水素イオン濃度(PH)	6.5～8.5	6.5～8.5
生物化学的酸素要求量(BOD)	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下
浮遊物質量(SS)	25mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下
溶存酸素量(DO)	5mg/ℓ以上	5mg/ℓ以上
環境基準適用地域	新境橋上流	新境橋下流

3-2. 河川・ため池等の分布状況

本市は、河川として、北に若王子川と井堰川、東に境川、南に天王川・正戸川・五ヶ村川、西に皆瀬川（これらの川はいずれも2級河川）が流れています。

ため池も多く、北に若王子池・勅使池、西に濁池・西池、南に大根池・大原池・大蔵池・三ツ池とあります。



3-3. 境川の水質の環境基準の達成状況

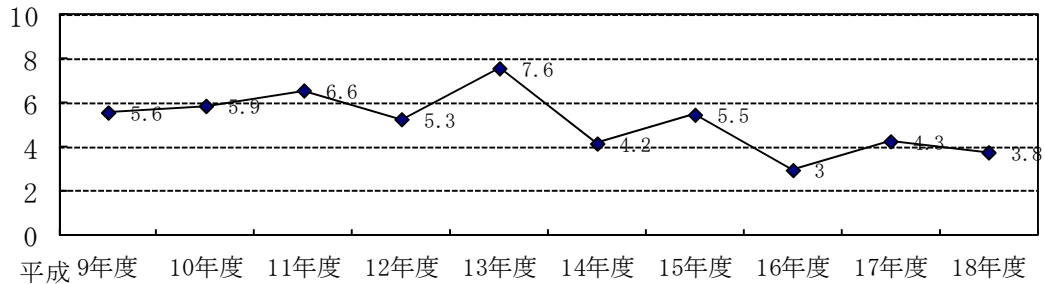
境川は、本市の東部に位置し、みよし市の丘陵地にその源を発し、本市と刈谷市の境を流れ、市内に流れる若王子川、井堰川、正戸川、皆瀬川などの河川が合流して、最終的に衣浦湾に注ぐ延長約24kmの2級河川です。

下図のグラフは、豊明市内の代表的な河川である境川の水質の推移を示しました。境川は、「水質汚濁に係る環境基準」において「河川B類型（BOD（75%水質値）：3mg/ℓ以下）」に指定されていますが、平成19～28年度公共用水域水質測定結果を見ると、本市と刈谷市の境界に掛かる新境橋のBOD値は、平成26年度に2.5mg/ℓ、平成28年度に2.2mg/ℓと環境基準以下となっていますが、その他の年度は環境基準を適合する値には至っていません。また、前計画期間の値（平成9年度～平成18年度：すべて3.0mg/ℓ以上）と比較すると、BODの濃度は改善傾向にあり、最近の傾向では、環境基準値に適合する値に近づいていますが、まだ達成していない年度もあり、境川流域の生活排水対策は継続して実施していく必要があります。

BOD値

(mg/ℓ)

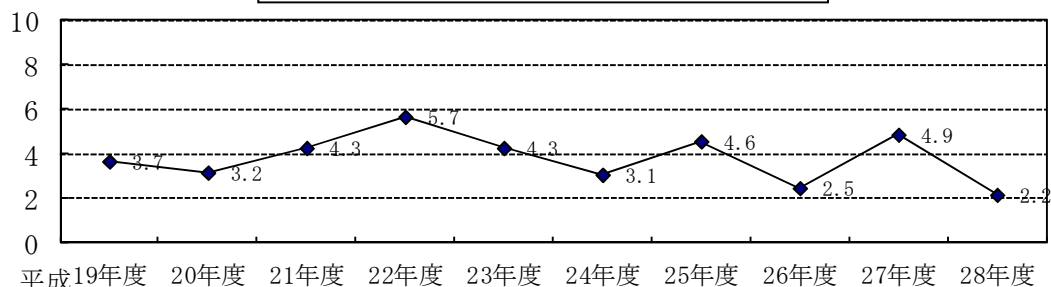
測定地点：No. 39 新境橋



BOD値

(mg/ℓ)

測定地点：No. 39 新境橋

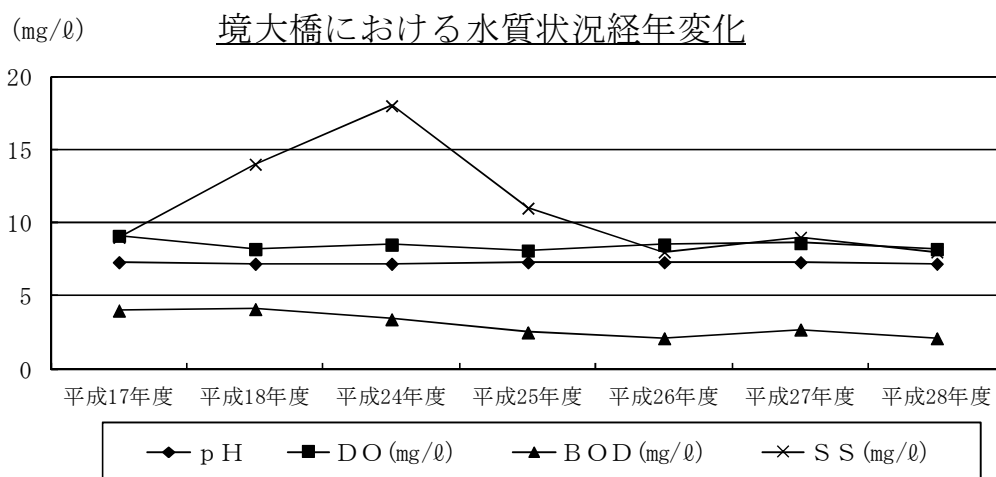
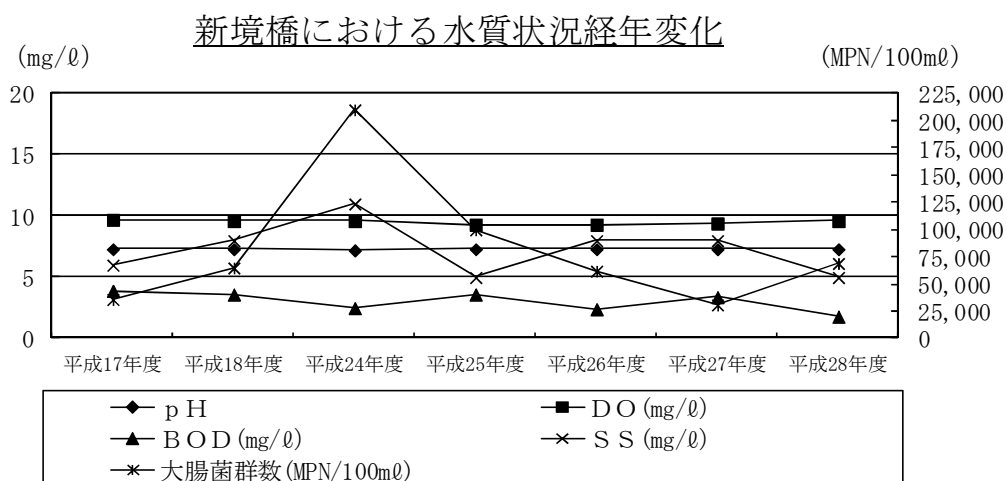


—◆— BOD (75%水質値)

3-4. 境川における流域全体の水質状況

境川における最近の測定結果を示したものです。水質は、ほぼ横ばい状況となっていますが、まだまだ改善する必要があります。新境橋よりも上流側に環境基準としてB類型が設定しており、環境基準を超過している年もあります。

(平成17年度、平成18年度は参考値)

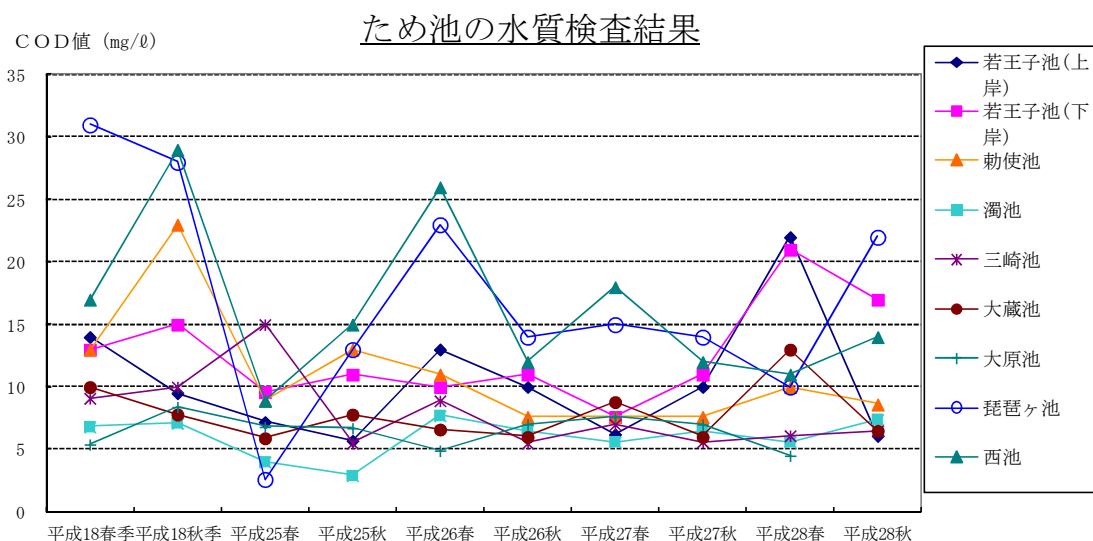
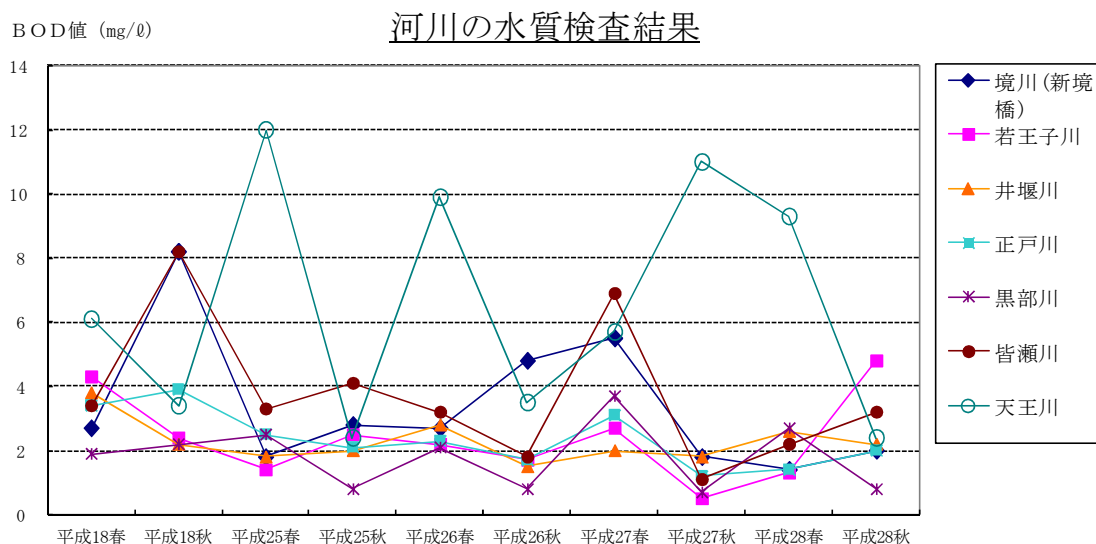


出典：愛知県環境部資料より（値は、年平均値）

3-5. 本市の河川等水質の経年変化

1) 市内の河川の水質（BOD）及びため池（COD）の経年変化（平成25～28年度）

本市における河川（BOD）及びため池（COD）における平成25～28年度の調査結果を示します。（平成18年度は参考値）



■河川の水質（BOD）

境川（新境橋）では、環境基準の3（mg/l）を平成26年度秋と平成27年度春に超過しています。これに対して、天王川で平成27年度春に5.7、秋に11.0、皆瀬川では平成27年度春に6.9と高い値を示しています。これ以外の河川では、基準値以下でほぼ横ばいの値となっています。

豊明市内の河川水質（BOD値にみる経年変化）

BOD値:mg/l	平成18年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	平成18春	平成18秋	平成25春	平成25秋	平成26春	平成26秋	平成27春	平成27秋	平成28春	平成28秋
境川(新境橋)	2.7	8.2	1.8	2.8	2.7	4.8	5.5	1.8	1.4	2.0
若王子川	4.3	2.4	1.4	2.5	2.2	1.7	2.7	0.5	1.3	4.8
井堰川	3.8	2.2	1.8	2.0	2.8	1.5	2.0	1.8	2.6	2.2
正戸川	3.4	3.9	2.5	2.1	2.3	1.7	3.1	1.2	1.4	2.0
黒部川	1.9	2.2	2.5	0.8	2.1	0.8	3.7	0.7	2.7	0.8
皆瀬川	3.4	8.2	3.3	4.1	3.2	1.8	6.9	1.1	2.2	3.2
天王川	6.1	3.4	12.0	2.4	9.9	3.5	5.7	11.0	9.3	2.4

出典： 豊明市の環境概況、平成19年度版及び平成26～29年度版

■ため池の水質（COD）

西池において、例年高い値を示しています。又、勅使池でも相対的に高い値を示しています。

豊明市内のため池水質（COD値にみる経年変化）

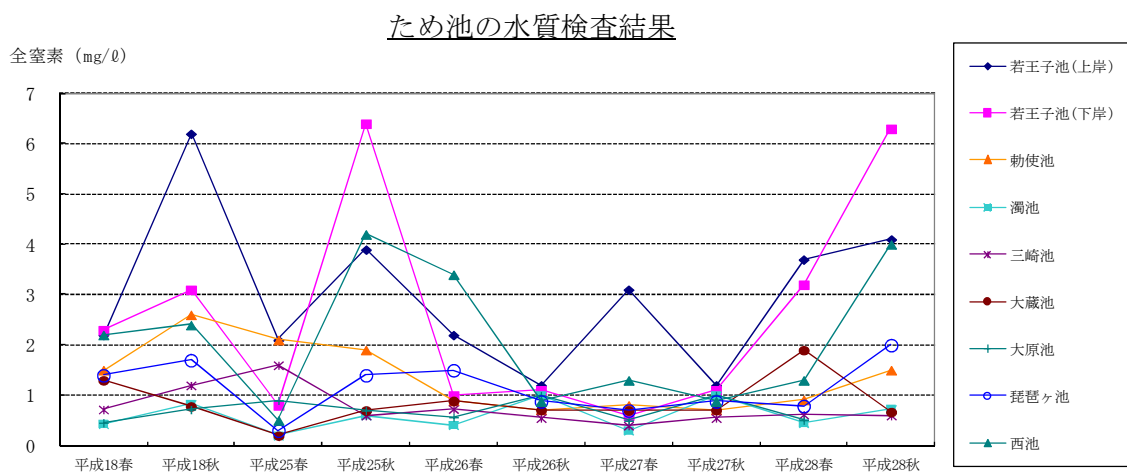
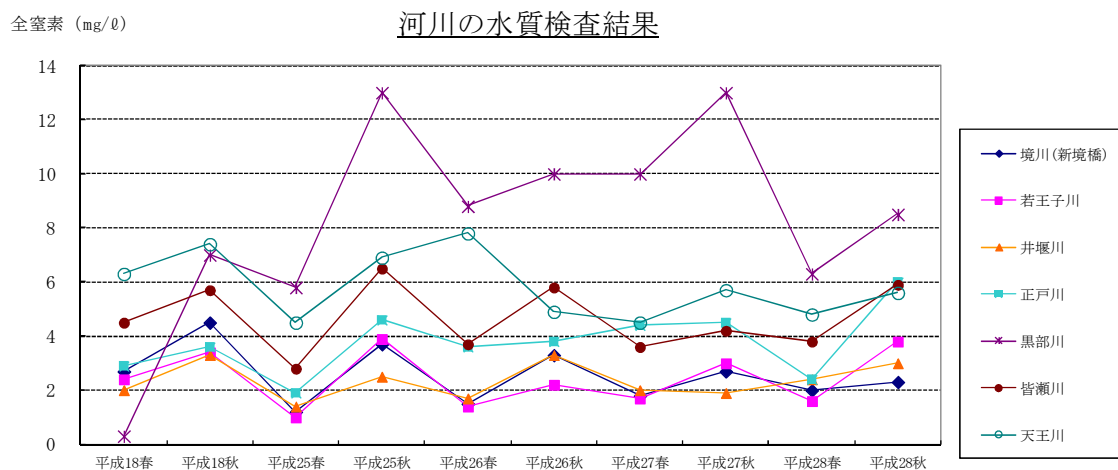
COD値:mg/l	平成18年		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	平成18春季	平成18秋季	平成25春	平成25秋	平成26春	平成26秋	平成27春	平成27秋	平成28春	平成28秋
若王子池(上岸)	14.0	9.5	7.2	5.7	13.0	10.0	6.2	10.0	22.0	6.1
若王子池(下岸)	13.0	15.0	9.6	11.0	10.0	11.0	7.6	11.0	21.0	17.0
勅使池	13.0	23.0	8.9	13.0	11.0	7.6	7.6	7.6	10.0	8.6
濁池	6.8	7.1	4.0	2.9	7.7	6.5	5.6	6.5	5.6	7.4
三崎池	9.1	10.0	15.0	5.5	8.9	5.5	7.0	5.6	6.1	6.5
大蔵池	10.0	7.8	5.9	7.8	6.6	6.0	8.8	6.0	13.0	6.5
大原池	5.4	8.4	6.8	6.7	4.9	7.0	7.6	7.0	4.5	
琵琶ヶ池	31.0	28.0	2.6	13.0	23.0	14.0	15.0	14.0	10.0	22.0
西池	17.0	29.0	8.9	15.0	26.0	12.0	18.0	12.0	11.0	14.0

出典： 豊明市の環境概況、平成19年度版及び平成26～29年度版

※平成28年度秋の大原池については、工事のため取水できず。

2) 市内の河川の水質（全窒素）及びため池（全窒素）の経年変化（平成25～28年度）

本市における河川及びため池における全窒素に関する平成25～28年度の調査結果を示します。（平成18年度は参考値）



■河川の水質（全窒素）

T-N値:mg/ℓ	平成18年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	平成18春	平成18秋	平成25春	平成25秋	平成26春	平成26秋	平成27春	平成27秋	平成28春	平成28秋
境川(新境橋)	2.7	4.5	1.2	3.7	1.5	3.3	1.8	2.7	2.0	2.3
若王子川	2.4	3.4	1.0	3.9	1.4	2.2	1.7	3.	1.6	3.8
井堰川	2.0	3.3	1.4	2.5	1.7	3.3	2.0	1.9	2.4	3.0
正戸川	2.9	3.6	1.9	4.6	3.6	3.8	4.4	4.5	2.4	6.0
黒部川	0.3	7.0	5.8	13.0	8.8	10.0	10.0	13.	6.3	8.5
皆瀬川	4.5	5.7	2.8	6.5	3.7	5.8	3.6	4.2	3.8	5.9
天王川	6.3	7.4	4.5	6.9	7.8	4.9	4.5	5.7	4.8	5.6

出典：豊明市の環境概況、平成19年度版及び平成26～29年度版

■ため池の水質（全窒素）

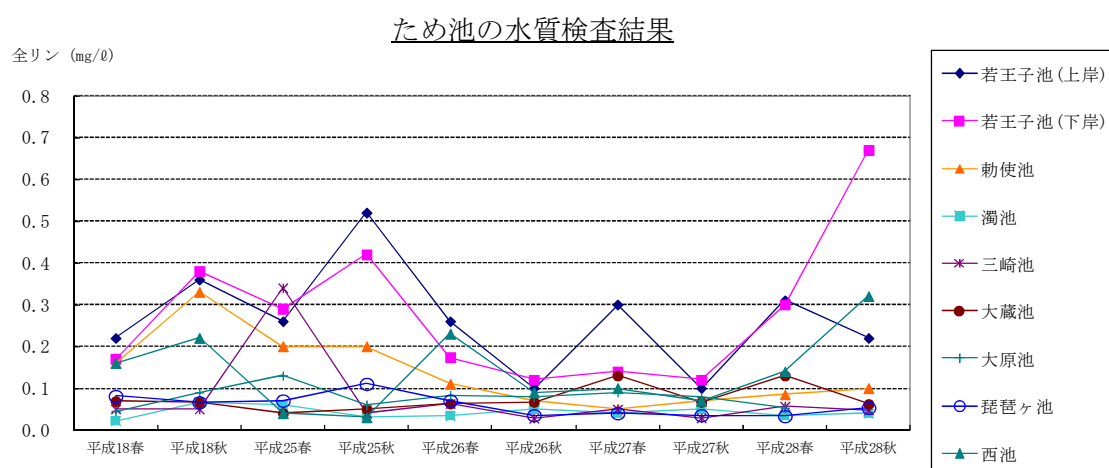
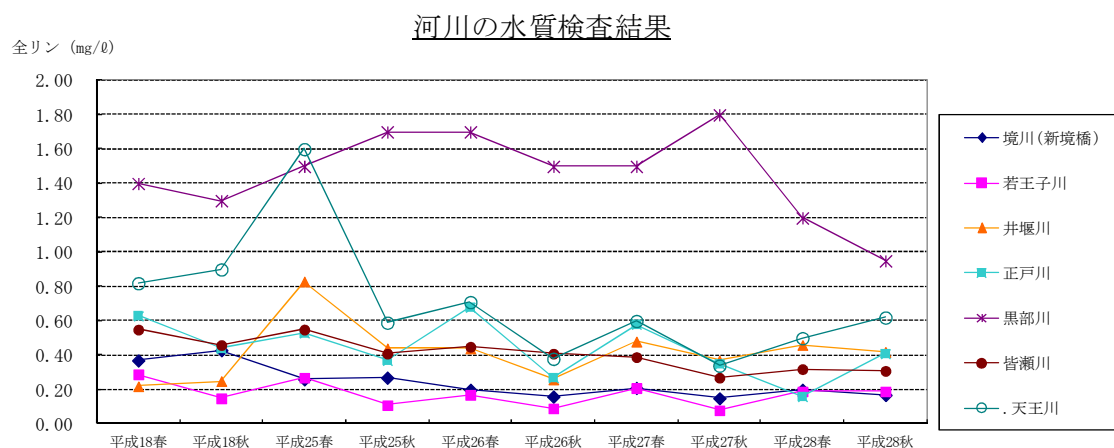
T-N値:mg/ℓ	平成18年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	平成18春	平成18秋	平成25春	平成25秋	平成26春	平成26秋	平成27春	平成27秋	平成28春	平成28秋
若王子池(上岸)	2.2	6.2	2.1	3.9	2.2	1.2	3.1	1.2	3.7	4.1
若王子池(下岸)	2.3	3.1	0.8	6.4	1.0	1.1	0.6	1.1	3.2	6.3
勅使池	1.5	2.6	2.1	1.9	0.9	0.7	0.8	0.7	0.9	1.5
濁池	0.4	0.8	0.2	0.6	0.4	1.0	0.3	1.0	0.5	0.7
三崎池	0.7	1.2	1.6	0.6	0.7	0.6	0.4	0.6	0.6	0.6
大蔵池	1.3	0.8	0.2	0.7	0.9	0.7	0.7	0.7	1.9	0.7
大原池	0.5	0.7	0.9	0.7	0.6	1.0	0.5	1.0	0.5	
琵琶ヶ池	1.4	1.7	0.3	1.4	1.5	0.9	0.7	0.9	0.8	2.0
西池	2.2	2.4	0.5	4.2	3.4	0.9	1.3	0.9	1.3	4.0

出典：豊明市の環境概況、平成19年度版及び平成26～29年度版

※平成28年度秋の大原池については、工事のため取水できず。

3) 市内の河川の水質（全リン）及びため池（全リン）の経年変化（平成25～28年度）

本市における河川及びため池における全リンに関する平成25～28年度の調査結果を示します。（平成18年度は参考値）



■河川の水質（全リン）

豊明市内の河川の水質（T－P）

T-P値:mg/ℓ	平成18年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	平成18春	平成18秋	平成25春	平成25秋	平成26春	平成26秋	平成27春	平成27秋	平成28春	平成28秋
境川(新境橋)	0.37	0.43	0.26	0.27	0.20	0.16	0.21	0.15	0.20	0.17
若王子川	0.29	0.15	0.27	0.11	0.17	0.09	0.21	0.08	0.19	0.19
井堰川	0.22	0.25	0.83	0.44	0.44	0.26	0.48	0.37	0.46	0.42
正戸川	0.63	0.44	0.53	0.37	0.68	0.27	0.58	0.35	0.16	0.41
黒部川	1.40	1.30	1.50	1.70	1.70	1.50	1.50	1.80	1.20	0.95
皆瀬川	0.55	0.46	0.55	0.41	0.45	0.41	0.39	0.27	0.32	0.31
天王川	0.82	0.90	1.60	0.59	0.71	0.38	0.60	0.34	0.50	0.62

出典：豊明市の環境概況、平成19年度版及び平成26～29年度版

■ため池の水質（全リン）

豊明市内のため池の水質（T－P）

T-P値:mg/ℓ	平成18年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	平成18春	平成18秋	平成25春	平成25秋	平成26春	平成26秋	平成27春	平成27秋	平成28春	平成28秋
若王子池(上岸)	0.22	0.36	0.26	0.52	0.26	0.10	0.30	0.10	0.31	0.22
若王子池(下岸)	0.17	0.38	0.29	0.42	0.17	0.12	0.14	0.12	0.30	0.67
勅使池	0.16	0.33	0.20	0.20	0.11	0.07	0.05	0.07	0.09	0.10
濁池	0.02	0.07	0.06	0.03	0.03	0.05	0.04	0.05	0.03	0.04
三崎池	0.05	0.05	0.34	0.04	0.06	0.03	0.05	0.03	0.06	0.05
大蔵池	0.07	0.07	0.04	0.05	0.06	0.07	0.13	0.07	0.13	0.06
大原池	0.05	0.09	0.13	0.06	0.08	0.08	0.09	0.08	0.05	
琵琶ヶ池	0.08	0.07	0.07	0.11	0.07	0.04	0.04	0.04	0.03	0.05
西池	0.16	0.22	0.04	0.03	0.23	0.09	0.10	0.07	0.14	0.32

出典：豊明市の環境概況、平成19年度版及び平成26～29年度版

※平成28年度秋の大原池については、工事のため取水できず。

3-6. 現況等からみた現状と課題

今回計画を改訂するにあたり、前計画（目標年度：平成30年度）が設定した基本目標について、現況と比較し、達成状況等を整理し、課題等に関して検討しました。

1) 生活排水処理施設等の整備推進及び河川等の水質保全

■生活排水処理施設等の整備

生活排水処理施設の整備は、市全域での整備を進めています。数値目標としては、平成30年度における生活排水処理普及率及び水質は、次のような目標を掲げて進めてきました。

前計画の目標

平成30年度における生活排水処理人口普及率：市全域での整備 99%

- 平成28年度実績では、生活排水処理人口普及率は、86.2%（目標99%）となっており、まだ目標達成には至っていません。今後農業集落排水や民間設置の処理施設などを下水道へ統合する計画もあり、生活排水処理人口普及率100%を目標に整備が進められています。

生活排水処理人口普及率（愛知県実態調査提出資料から作成）

年度		実績	実績	実績	実績	目標
処理形態別人口		平成18年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成42年度
1)行政区域内人口		68,267	68,604	68,674	68,802	67,994
生活排水処理人口	公共下水道	45,184	50,602	50,827	51,026	67,875
	農業集落排水	4,534	4,524	4,463	4,440	0
	合併処理浄化槽	4,211	3,861	3,850	3,839	119
	2)合計	53,929	58,987	59,140	59,305	67,994
生活排水未処理人口	単独浄化槽及び汲み取り	14,338	9,617	9,534	9,497	0
生活排水処理人口普及率(%)【(2)/1)】		79.0%	86.0%	86.1%	86.2%	100.0%

適正処理構想引用

■河川等の水質保全

前計画の目標 環境基準の達成・維持に努めます

- 環境基準達成状況：前計画期間の値（平成9年度～平成18年度：すべて3.0mg/l以上）と比較すると、BODの濃度は改善傾向にあり、最近の傾向では、環境基準値に適合する値に近づいていますが、達成していない年度もあり、境川流域の生活排水対策は継続して実施していく必要があります。

2) 水辺空間等の整備促進

市民にとって、うるおいのある水辺が身近にあることは、河川やため池に対する関心を深め、生活排水対策を行う動機づけにもなります。また、様々な動植物を育む自然豊かな水環境は、子どもたちの遊び場となり、自然に対する感動や自然を慈しむ心を育てる体験の機会を創出するため、市民にとってうるおいのある水環境を増やす事業が進められてきました。

■市内における河川あるいはため池等の水辺環境の整備は、次のような整備がされています。

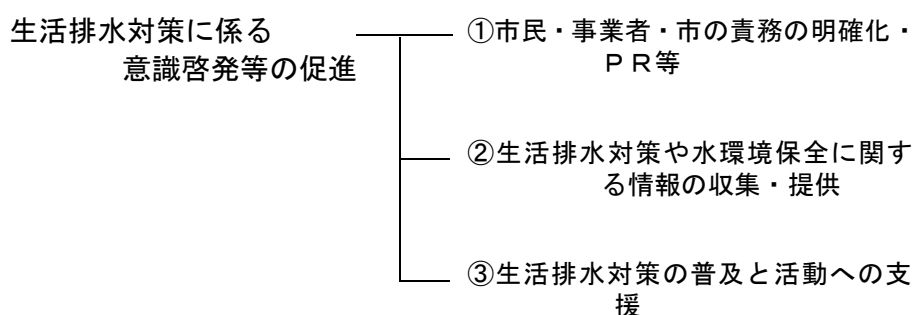
河川等の改修にあたっては、生態系に配慮するとともに、レクリエーション機能を付加した水辺の整備を進めてきました。また、市民の水辺環境に対する関心を高め、うるおいのある水辺空間を創出するため、河川敷やため池周囲の緑化や美化に努め、ホタルや魚がたくさん生息し、市民の回遊性を高めた水辺づくりを目標にしてきました。今後も豊明市の全体の公園緑地などとともに、市民の憩いの場として整備を進めていきます。

これまで整備された河川及びため池等の事例

公園等（河川・ため池）	整備月日
勅使水辺公園	平成24年4月1日

3) 生活排水対策に係る意識啓発等の充実

生活排水に係る問題を解決していくには、一人ひとりがそれぞれの役割に応じた取り組みを進めることによって、はじめて達成されるものです。このためには、市民、事業者、市がお互いの理解を深めながら、共通の目標に向かって協力して取り組んでいく関係者のパートナーシップを確立するしくみが重要です。基本的な施策に関しては次のような体系図になっています。



■市民・事業者・市の責務の明確化・PR等

生活排水対策について、市が何に向かって施策を講じているのか明確にし、それを市民一人ひとりに伝える努力をし、市民、事業者が自主的に活動できるような支援を推進してきました。

■生活排水対策や水環境保全

河川等水質調査・モニタリングの充実	・生活環境項目として、pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、全リン、全窒素について、市内の24地点（河川7地点、ため池9地点、排水路8地点）で水質調査を年2回行っています。
県や流域市町との情報交換	・県及び境川流域4市1町（大府市、豊明市、刈谷市、みよし市、東郷町）で構成される担当者会議にて、水質改善業務を実施しています。また、県からは必要な事業に応じて資料の提供を受けるとともに、関係市とは定期的な会議で情報交換を行っています。 ・市内河川・ため池の生息魚類の種類を把握し、水質浄化対策資料及び生活排水対策の啓発資料とするため、境川流域4市1町で毎年1回境川の水生生物調査を行っています。
既存の誌面や電子媒体等の内容充実	・生活排水対策に関わる情報提供・PRを行い、情報の共有化を図っています。 ・生活排水対策の整備状況や水質調査の結果等を環境課ホームページに掲載し、情報の提供とともにPRしています。

■生活排水対策の普及と活動への支援

生活排水対策に係る市民と市による意見交換	環境審議会を実施
生活排水対策に係る住民活動の支援	エコクッキングの推進
	廃食用油回収システムの実施
	河川等水辺環境の美化・排水溝の清掃活動の支援
	各種生活排水対策実践活動の促進
環境教育・環境学習の推進	親子での環境イベント、調査等への参加促進（県のイベント広報）
	生涯学習における環境関連講座の充実

今後も関係課との連携を充実させながら進めていきます。

4) 流域全体の生活排水対策の連携強化

生活排水対策を推進するためには、流域の住民、事業者、行政の連携を高め、良好な水環境づくりを進める必要があります。流域の連携により、より効果的な生活排水対策を推進するため、境川流域の関係市町との連携強化を行ってきました。

■流域全体の生活排水対策に関する連携強化

境川は本市だけでなく、流域市町の生活排水や雨水等が流れ込みます。流域全体の生活排水対策を推進するためには、その流域の自治体の連携が不可欠です。

愛知県と境川流域の4市1町（大府市、豊明市、刈谷市、みよし市、東郷町）で境川流域の水質浄化を目的とした担当省会議を実施し、効果的な生活排水対策を推進してきました。

5) これまでのまとめ

前計画の基本目標毎に実績等を整理してみると、次のような課題が整理できました。

基本目標	主な結果	課題等
生活排水処理施設整備	生活排水処理人口普及率の向上 環境基準の一部未達成	施設等の整備推進 環境基準達成の維持
水辺環境の整備	整備担当課による整備推進	生活排水対策の視点を踏まえた整備
生活排水対策に関する意識啓発	啓発事業の実施 NPOとの連携によるイベントの開催	施設整備に伴う生活排水対策に関する関心度の希薄化
流域全体での連携	流域連絡会の開催	流域全体での連携強化 市民も交えた流域での連携

■ 現況と照らしあわせた前計画の目標は、概ね達成されていますが、新たな課題も生じています。

生活排水対策としては、下水道事業を整備推進するとともに、将来的に農業集落排水等との統合も検討されており、生活排水処理人口普及率は向上していくものと考えられます。高い目標値を設定し、推進していくことが重要と考えられます。

一方では、市内における施設整備の効果により、河川以外では、水に接するのが、降雨時に水路を流れる雨水だけとなり、日常生活において、生活排水に対する意識は希薄になる傾向にあります。また、河川へのポイ捨てなどによる水辺環境の悪化あるいは海域への流出等も社会問題としてなっています。

基本的には前計画の目標に関しては、概ね達成状況にあります。社会基盤整備の進展及び生活様式の変貌に伴い、市民の意識啓発や情報提供等を中心としたPR／啓発事業が、生活排水対策の重要な対策として位置付けて検討していくことが重要と考えられます。

第4章 生活排水対策推進計画

4-1. 計画の基本理念等

「心の豊かさ」が求められる時代となり、健康で長生きするライフスタイルへの意識も高くなっています。市内のため池や河川等の水辺空間で、散策やウォーキングを楽しむ姿が、市内のいたるところで見かけられます。本市の総合計画においても、「元気」、「健やか」「快適」等日常生活において、自然に親しみ、快適な生活ができるまちの姿が示されています。また、今回の改訂にあたり、前計画同様に上位計画である環境基本計画で示されているめざすべき将来の「環境像」の中から水辺環境等に関連しているものを選び、生活排水対策と整合した計画とします。環境基本計画における「環境像」とは、自然環境、生活環境あるいは社会環境等で豊明市が目指す環境面での目標となる姿をイメージしたものです。

しかし、現在は生活排水処理施設の整備が進展し、生活排水が河川の負荷となっていることを日常的に感じられていない市民が多いのも現状です。そこで、市内の各河川やため池の水質の保全をしていくためにも、市民、事業者、行政が、それぞれの責務を理解し、協力して、生活排水対策についての共通の目標を持って取り組んでいくことが重要です。さらに、流域全体を視野に入れて、広域的な連携のもと、生活排水対策の更なる推進を図っていきます。

◆ 計画の理念 ◆

緑と水辺の豊かな環境をめざして

■ 目標年次

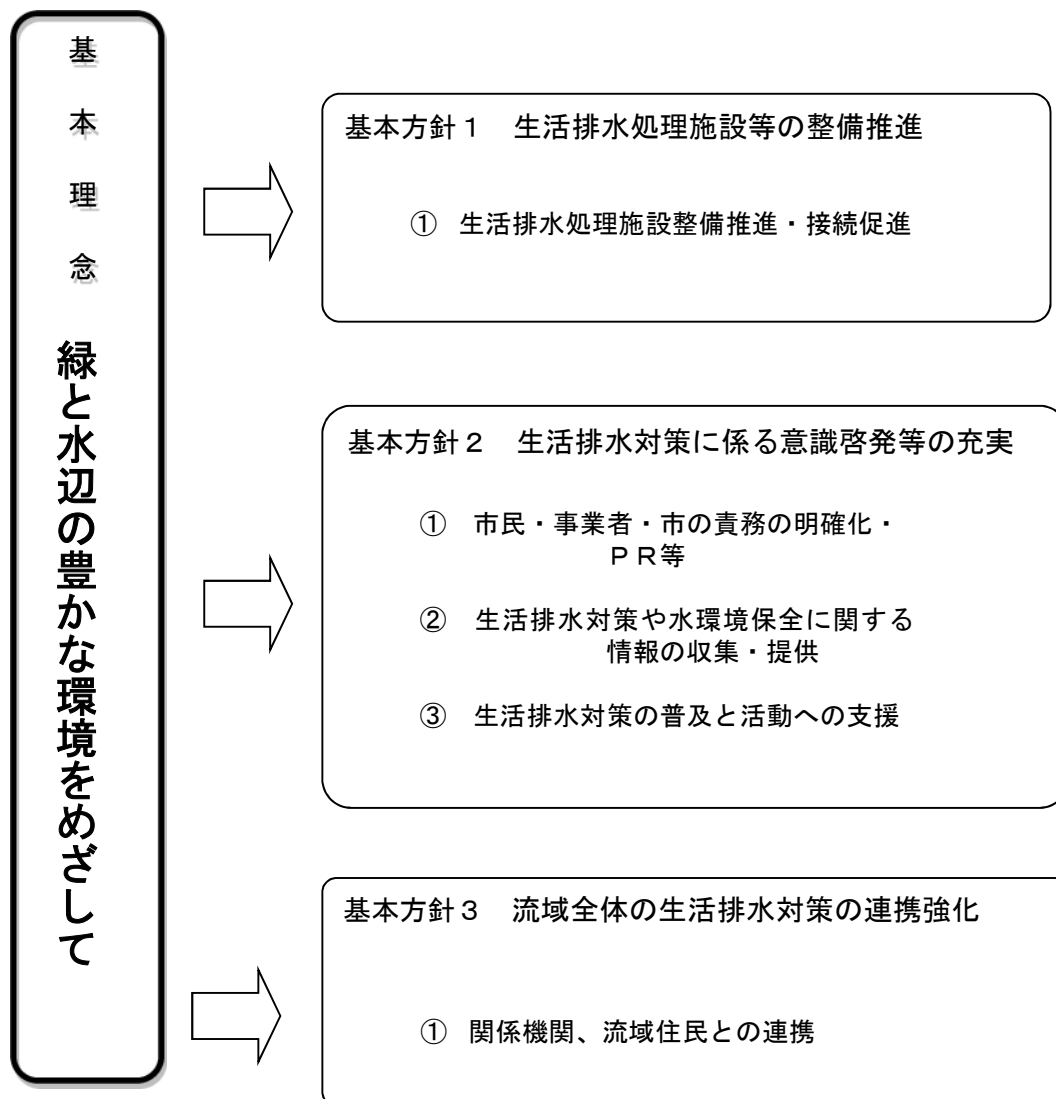
計画の改訂にあたり、計画の目標年度を改めて定めることとし、平成42年度（2030年度）を目標年度とします。また、平成37年度（2025年度）を中間目標年度とし、計画の進捗状況の評価を行います。なお、社会情勢の変化等により計画を見直す必要が生じた時には、中間目標年度において見直しを行います。

計画目標年度

項目	年度
計画改訂年度	平成30年度
中間目標年度	平成37年度(2025年度)
計画目標年度	平成42年度(2030年度)

4－2．基本方針

計画の理念を実現するための基本方針として、次の3つの方針を設定し、総合的に施策を展開していきます。また、それぞれの基本方針について、具体的な施策を設定し、それぞれの施策に関しては、各方針ごとに具体的な策を整理していきます。



基本方針1 生活排水処理施設等の整備推進

本市を含む境川流域の水環境が、魚が棲め、子どもが遊べる安全で安心なものであることが市民の願いです。河川やため池などの公共用水域には自浄作用があり、ある程度の汚れは自然ときれいになりますが、許容量を超える水の汚れには対応できません。

よって、それぞれの水域の許容量にあった水質の水を流し、生きるものすべてにとっての命を育む源である水を守ることは大切です。すなわち、汚れた水は生活排水処理施設できれいにしてから公共用水域に流します。この基本を市全域に広めることをめざします。

目標年度における生活排水処理人口普及率注1) および水質を次のように設定します。

■ 生活排水処理人口普及率

・市全域 . . . 100%（平成28年度末現在86.2%）

中間目標年度では95.8%を目標とします。

■ 水質

環境基準の達成・維持に努めます

注1) 生活排水処理人口普及率とは；

生活排水処理人口普及率は、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント（以下、コミプラ）の汚水処理施設の整備人口を各市町村の行政人口（住民基本台帳人口）で表した指標で、以下の式により計算されます。

$$\text{生活排水処理人口普及率(\%)} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{下水道処理人口} + \text{農業集落排水処理人口} \\ + \text{合併処理浄化槽人口}^{\ast} + \text{コミプラ処理人口} \end{array} \right] \times 100}{\text{住民基本台帳人口}}$$

※合併処理浄化槽人口は下水道・農業集落排水・コミプラの供用開始区域を除く

基本方針2 生活排水対策に係る意識啓発等の充実

生活排水対策や水環境保全

河川等水質調査 モニタリング充実	全市的な把握
	境川流域の近隣市町との相互調査（4市1町）
県や流域市町との 情報交換	事務担当者会議など
既存の誌面や電子 媒体等の内容充実	P R 誌の配布
	市や協議会のホームページ等による情報提供の推進
市民参加の学習会	水辺に親しむ学習会の実施

生活排水対策は一人ひとりが取り組んではじめて効果を発揮することから、その取組を促す啓発活動は重要です。例えば、合併処理浄化槽を設置しても、適正に管理されなければ、放流水質に悪影響を及ぼします。

一方、生活排水処理施設が未整備の家庭では、排水処理施設の普及や環境に配慮した生活習慣の確立が水質改善に大きな影響を与えと考えられます。

このように市民が日常生活の中で水質浄化に対する意識を持ち、継続的に実践していくことが、生活排水対策の大きな推進力となります。

生活排水対策における広報啓発の基本的考え方は、次のとおりとします。

- 市民と行政の協力体制を創出します。
- わかりやすく、取り組みやすい広報啓発活動を継続的に推進します。
- 地域ぐるみの取り組みを支援します。
- 広報啓発活動の円滑化を図るため、環境づくり・人づくりを推進します。

今後、生活排水処理施設の普及に伴い、ますます生活排水に関する認識が変化していくため、市民意識の変化についても十分に配慮して、広報啓発を進めていくことが必要と考えられます。

基本方針3 流域全体の生活排水対策の連携強化

流域全体の生活排水対策に関しては、本市のみの取り組みでは対応に限界があります。基本的には、流域下水道事業を中心にして、流域全体の生活排水対策が進められています。さらに、生活排水対策を推進するためには、流域の住民、事業者、行政の連携を高め、良好な水環境づくりを進める必要があります。

そこで、流域の連携により、より効果的な生活排水対策の推進をめざしていきます。

4-3. 生活排水処理施設等の整備推進

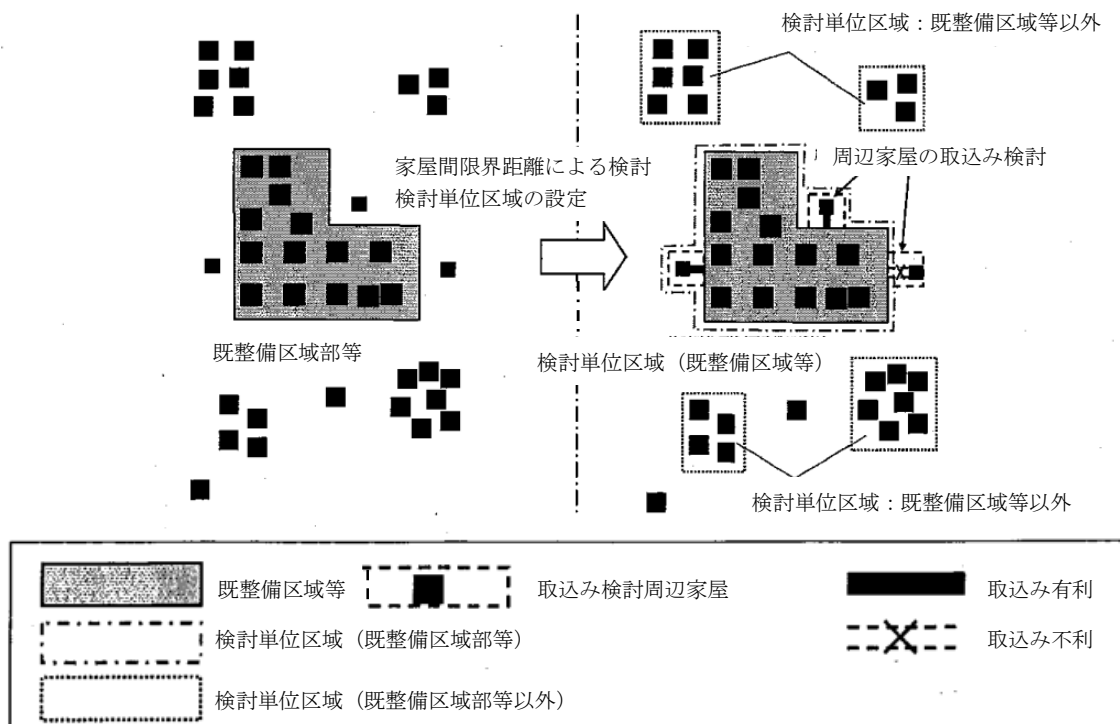
1) 生活排水処理施設の整備計画

豊明市全域において清潔で文化的な生活環境の整備を図るため、公共下水道の事業を進め、市街化区域内の公共下水道整備は完了しています。市街化調整区域内の下水道未整備地区においても、公共下水道の事業化を進めるとともに、負担の公平性と費用対効果を考え、農業集落排水等との統合も視野に入れながら、全域において清潔で文化的な生活環境を整備します。公共下水道と農業集落排水等との統合に関しては、第2章2-6の関連計画において記載しており、污水適正処理構想の見直しで平成42年度（2030年度）を目標年度とし、生活排水処理人口普及率の向上をめざしています。

全県域污水適正処理構想において、次のような考え方が示されています。

今回の見直しは、「人口減少、高齢化」「厳しい地方財政状況」「整備された污水处理施設更新問題」等をキーワードにして、愛知県と市町村が連携して見直しを行ったものです。見直しの基本イメージを下記に示します。污水处理施設の整備手法として、家屋の集合ブロックを検討単位区域として設定し、集合処理施設を整備した場合と個別処理で整備した場合、どちらが有利であるか経済的な観点を基本として検討が行われました。

検討単位区域設定イメージ

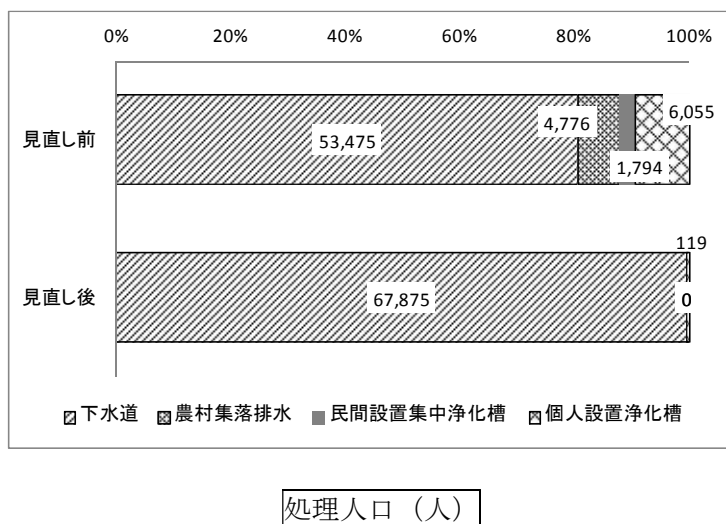
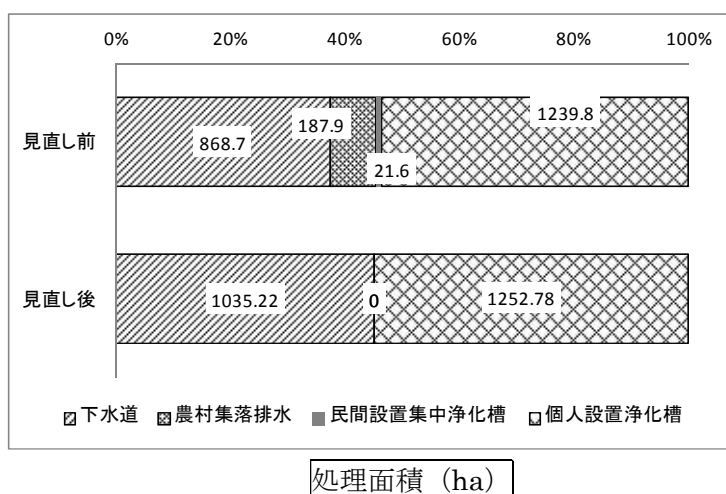


出典：持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル

■豊明市における構想見直しの結果

豊明市における見直しの結果、どの汚水処理方式が最適であるかを構想図として取りまとめました。主な見直しとして、農業集落排水と集中浄化槽（勅使台団地）の区域が公共下水道の区域となりました。これは、今後農業集落排水施設の老朽化に伴い、施設等の改築等を行うよりも、公共下水道に接続した方が経済的であることと集中浄化槽（勅使台団地）の区域は既に管きょが布設されているため、設備効率の高い地域であるためです。

こうした見直しによる処理区域の面積や処理人口の変化をグラフ化したものです。



豊明市における処理構想見直しに伴う処理面積及び処理人口の変化
(資料：汚水適正処理構想見直し)

2) 施設整備計画

現在豊明市における整備状況は、下記のような状況で、随時整備が進められている。

■ 公共下水道整備実績及び計画

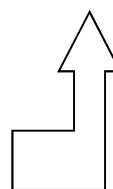
流域下水道	平成 26 年 3 月 31 日	平成 28 年 3 月 31 日	平成 30 年 3 月 31 日	見直し前 平成 42 年	見直し後 平成 42 年
行政区域内人口	68,448	68,674	68,728	66,100	67,994
整備済面積 (ha)	707.0	707.1	707.1	868.7	1,065.22
供用区域内人口	50,583	50,827	51,016	53,475	67,875
普及率	73.9%	74.0%	74.2%	80.9%	99.8%

平成26年～平成30年:豊明市HP公共下水道

平成42年見直し前、見直し後:豊明市構想見直し比較調書

■ 農村集落排水整備実績

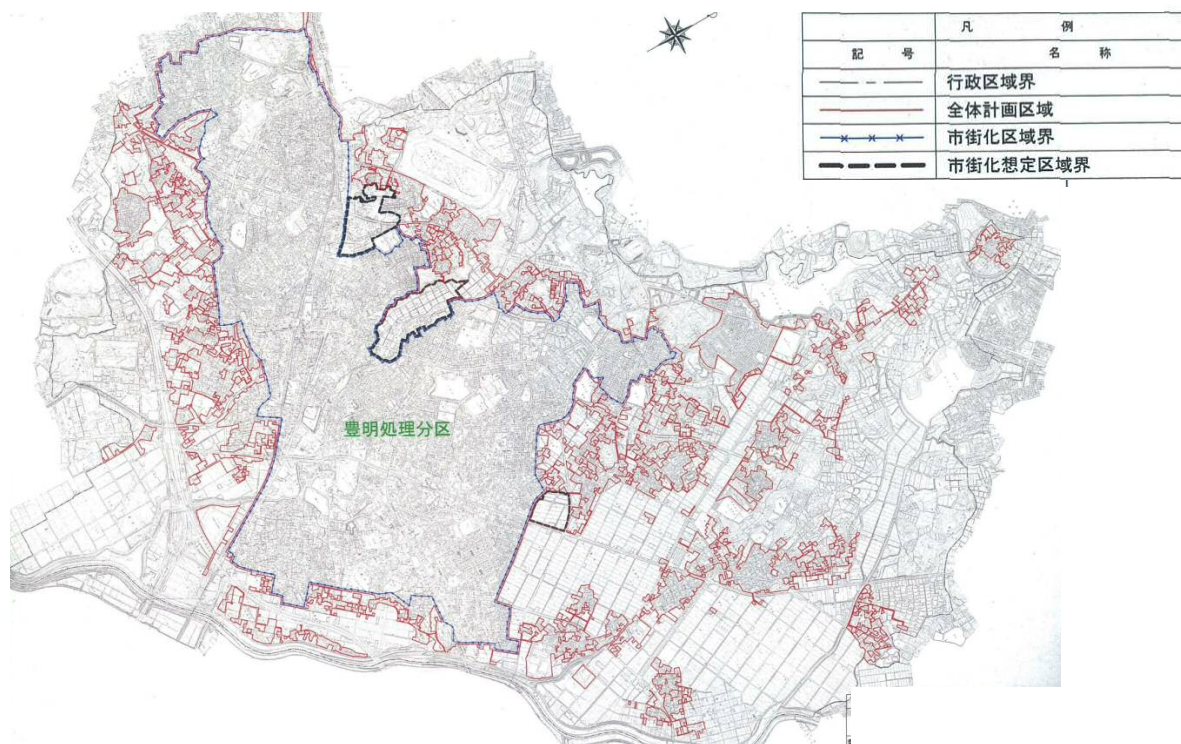
農村集落排水	平成 26 年 3 月 31 日	平成 28 年 3 月 31 日	平成 30 年 3 月 31 日	見直し前 平成 42 年
行政区域内人口	68,448	68,674	68,728	66,100
整備済面積 (ha)	172.8	172.8	172.8	187.90
供用区域内人口	4,594	4,463	4,398	4,775



見直し後、統合予定

平成 26 年～平成 30 年:豊明市HP農村集落排水

平成 42 年見直し前:豊明市構想見直し比較調書



4-4. 生活排水対策に係る意識啓発等の充実

生活排水対策は、施設対策が最も効果的ですが、施設対策が整備された状態であっても、発生源対策として調理くずの流出防止などを行うことにより、処理施設での負担が少なくなるなど、効果的な処理が行えます。この発生源対策は全世帯に必要です。下水道の整備に伴い市域に占める割合は少ないですが、生活排水未処理の単独処理浄化槽や汲み取り式の世帯に積極的に実施していただく必要があります。

また、生活環境の整備が進み、生活排水の影響に対して、興味を持てない状況は、施設への負荷も大きくなる傾向にあります。そこで、生活排水対策に関しても、興味を抱けるように啓発していくことが重要な施策となります。

1) 市民・事業者・市の責務のまとめ

市民、事業者、市の3者が行うべき責務をまとめたものです。

市民の責務

●共通の責務

生活排水対策を考える上で家庭内での対策が非常に重要となります。

次のような事項を各家庭で実施できるよう啓発していきます。

・生活排水対策に係る自主的活動の実施

例えば、家庭内で行える行動には、

流しストレーナー又は三角コーナーの使用

洗う前に、食器や鍋などのふき取り

食用油等の回収、洗濯用洗剤の適量使用 風呂排水の再利用

食べ残しのない調理（エコクッキング）

・国、県、市が推進する生活排水対策への協力

・「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「生活排水対策に関する基本方針」の遵守

●流域関連公共下水道区域内の市民

・流域関連公共下水道への早期接続

下水道が整備された地域では、早期に下水道への接続を行います。

●流域関連公共下水道未整備区域及び下水道計画区域外の市民

・発生負荷の削減対策

・浄化槽の設置および単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

・浄化槽の適正な維持管理

水環境に対する市民の役割を自覚し、生活排水対策や水環境保全行動に取り組み、その行動の輪を広げていくことが重要です。

事業者の責務

すべての事業者は、生活排水による汚濁負荷量の低減を図るため、行政が推進する生活排水対策への協力依頼や事業者が企業としての社会的責任を果たし、自ら生活排水対策に取り組むよう啓発を実施していきます。

- 浄化槽工事業者および住宅建築の請負業者
 - ・浄化槽設置者に対する浄化槽に関する情報の提供
- すべての事業者（企業市民として）
 - ・生活排水対策や水環境保全に係る自主活動の実施
一般家庭同様、生活排水に関する基本的な対策の実施を啓発
例えば、流しストレーナー又は三角コーナーの使用
食用油等の回収、洗濯用洗剤の適量使用
 - ・市が推進する生活排水対策や水環境保全への協力

市の責務

- ・生活排水に係る処理計画の策定
- ・境川流域下水道事業の計画的な推進
- ・単独処理浄化槽・し尿くみ取りから合併処理浄化槽への転換促進
及び適正な維持管理の実施
- ・流域関連公共下水道が整備された地域における早期接続促進
- ・工場や事業所に対する排水の適正管理指導
- ・生活排水対策および水環境保全に関する意識高揚のための啓発

生活排水対策について、市民一人ひとりに伝える努力をし、理解された市民、事業者が自主的に活動できるような支援を推進します。

2) 生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集・提供

生活排水対策に関する必要な情報が適切に収集・整理され、市民、事業者と共有するために、現在実施されている施策を充実させるとともに、高度情報化社会に適応した新しい情報収集や情報提供を推進します。

情報の収集・整理については、今後、市民参加によって、水生生物の調査だけでなく、その他の河川水質調査指標をも用いることを検討し、水質調査の実施を進めます。

3) 生活排水対策の普及と活動への支援

生活排水対策として、合併処理浄化槽の設置の普及、下水道の供用区域での下水道への接続の啓発等をしていくことが重要です。

そこで広く市民に具体的な実施活動を周知するとともに、行政、事業者、市民が一体となり、汚濁削減に取り組む体制づくりと、一人ひとりの環境問題への関心を高めるため、組織的な啓発活動の実践により今後の生活排水対策の推進を図ります。

4－5．流域全体の生活排水対策の連携強化

生活排水対策の推進を図るには、河川等の持つ、自然的な価値を尊重しながら、水系を軸とした流域全体で総合的な取り組みを進めていくことが大切です。

境川は本市だけでなく、流域市町の生活排水や雨水等が流れ込みます。流域全体の生活排水対策を推進するためには、その流域の自治体の連携が不可欠です。

愛知県と境川流域の4市1町（大府市、豊明市、刈谷市、みよし市、東郷町）で活動している担当者会議により、効果的な生活排水対策のより一層の推進に努めます。

4－6．計画のフォローアップ

計画の進捗状況を確認するため、定期的に現状把握を行い、目標の達成状況等についてフォローアップを行います。その結果、進捗状況が十分でない場合は、必要に応じて対策を検討し、実施していきます。

また、計画の前提となる諸条件が今後の社会情勢等と整合していることを継続的に確認し、大きな変化が生じた場合には、中間目標年度において、必要に応じた見直しを行います。